

<ふぐを取扱う事業者の皆様へ>



令和5年4月1日から 茨城県のふぐ制度が変わりました！

「茨城県ふぐ取扱指導要綱」が改正され、ふぐの除毒処理を行うための資格を「ふぐ処理者」に改め、令和5年度からふぐ処理者の認定試験を開始します。

既に除毒処理された「身欠きふぐ」のみを取扱う場合は、令和5年度以降、届出及び資格は不要となりました。

主な改正の内容		
項目	改正前	改正後
ふぐを取扱う資格	第1種フグ取扱者 第2種フグ取扱者	廃止 ふぐ処理者
「ふぐ処理者」の 受験資格	第1種フグ取扱者 調理師 2年以上フグの処理の 業務に従事	廃止※
ふぐを取扱う場合 の届出	身欠きふぐの取扱い 丸ふぐの販売 ふぐの除毒処理	不要 必要

※学校教育法第57条の規定に該当する必要があります。

丸ふぐの販売

届出必要
資格不要

ふぐの除毒処理

届出必要
ふぐ処理者の
資格必要


身欠きふぐ
の取扱い

届出不要
資格不要

◆既に茨城県の「第2種フグ取扱者」の資格を取得している方は、引き続きふぐの除毒処理ができます。

◆丸ふぐを販売する場合は、販売先が届出をしているか必ず確認してください。

<お問合せ先>

茨城県保健医療部生活衛生課 又は 県内各保健所まで（詳細は裏面 )

☎水戸市内の施設は水戸市保健所にお問合せください。

県内お問合せ先一覧

事務所名	所在地	電話番号
中央保健所	水戸市笠原町993-2	029-241-0100 (代)
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町95	029-265-5515 (代)
日立保健所	日立市助川町2-6-15	0294-22-4188 (代)
潮来保健所	潮来市大洲1446-1	0299-66-2114 (代)
竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市2983-1	0297-62-2161 (代)
土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	029-821-5342 (代)
つくば保健所	つくば市松代4-27	029-851-9287 (代)
筑西保健所	筑西市二木成615	0296-24-3913 (代)
古河保健所	古河市北町6-22	0280-32-3021 (代)
県庁保健医療部 生活衛生課	水戸市笠原町978-6	029-301-3424 (直)
水戸市保健所	水戸市笠原町993-13	029-243-7328 (直)

↑ 水戸市内に施設がある方



他の都道府県等でふぐ処理者の資格を取得した方は最寄りの保健所までご相談ください。



既に届出をしている施設は、改めて届出をする必要はありません。



茨城県保健医療部生活衛生課HP

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin_hugutoriatukai.html

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin_hugu.html



厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094363.html>

